

自主的避難等対象区域（郡山市）及び帰還困難区域（大熊町）を拠点として建築設計業務を営む申立人の大熊町の拠点に係る逸失利益について、平成27年12月分までの損害（影響割合10割）が賠償された事例。

1199

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人とは、下記第1項の損害項目（下記第2項の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

営業損害

450,000円

#### 2 期間

自平成25年1月1日 至 平成27年12月末日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金450,000円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1の第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

1. 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
2. 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年7月20日

（仲介委員 井ノ上正男）